

国民年金保険料(以下「保険料」)を納めていない状態で、死亡や障がいといった不慮の事態が発生すると、遺族基礎年金や障害基礎年金を受給できない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除・納付猶予となる制度があります。令和3年度分(令和3年7月分から令和4年6月分まで)の保険料の免除・納付猶予の申請は7月1日から受付します。

また、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」)の影響により業務が失われたなどで収入が減少し、令和3年中の所得見込額が保険料免除基準額相当になる方は保険料免除・納付猶予の申請ができます。感染症の影響による申請の場合は簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)の提出が必要です。

申請に必要なもの

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書(住民課窓口にあります)
- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)(感染症の影響による申請の方)
- ・雇用保険被保険者離職票(離職された方)
- ◆国民年金保険料免除・納付猶予申請書、簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。
- ◆感染防止のため、郵送での申請をご利用ください。

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161 〒500-8381 岐阜市市橋2-1-15
住民課 ☎388-1115



消防署 花火を正しく扱いましょう

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

近年はオール電化などの技術が進み、火と触れ合う機会が減少しているのが現状です。火は正しく扱えば、多くの恩恵を受けることができます。しかし、扱い方を間違えると大きな損失を伴います。自分で火を扱ったことのない子どもが増えている近年、花火は火について学ぶ良い機会になります。大人が火の正しい扱い方や知識を教え、火災を未然に防ぎましょう。

花火を扱う際の注意点

1 取扱説明書をよく読み、正しく取り扱います。

花火は種類の数だけ、取り扱い方もそれぞれです。花火は、取り扱い方法を間違えると大怪我に繋がります。取扱説明書をよく読み、正しく使用しましょう。

2 子どもが花火を取り扱う際は、大人が付き添いましょう。

人や燃えやすいものに花火を向けるのは大変危険な行為です。大人が付き添い、危険を未然に防ぎましょう。

3 広くて安全な場所で行いましょう。

枯れ草や落ち葉など、燃えやすいものは火災の原因になります。花火をする際は、周囲に燃えやすいものがない広い場所で行いましょう。また、風向きなど周囲の環境にも注意を払いましょう。

4 水バケツを準備しましょう。

水バケツは、花火をする前に必ず準備しましょう。使い終わった花火や着火しなかった花火は水バケツに入れ、確実に火の始末をしましょう。

以上4点の注意点を
守って火を正しく扱い、
花火を楽しみましょう。

